

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等についての関係資料

1. 専門実践教育訓練の概要

専門実践教育訓練の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:1,839講座(平成27年7月31日現在)

- ①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
(訓練期間原則1年以上3年以内)

講座数)1,087講座
例)看護師、介護福祉士、美容師等

- ②専修学校の職業実践専門課程
(訓練期間2年)

講座数)680講座
例)商業実務、動物、経理・簿記等

- ③専門職学位課程
(訓練期間原則2年または3年以内)

講座数)72講座
例)ビジネス・MOT、教職大学院等

専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

(雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付(平成26年10月施行)の対象教育訓練の指定基準)

1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

(1) 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程 (※1)(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(2) 専門学校職業実践専門課程 (※2)(期間は、2年)
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(3) 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

2. 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。

☆以下の現行基準も適用

- ・ 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること
- ・ 当該教育訓練を適切に実施するための組織、設備を有するものであること
- ・ 厚生労働省が行う調査等に協力し、並びに指導及び助言に従うものであること
- ・ 教育訓練給付制度の適正な実施に協力できるものであること 等

3. その他の基準

- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到達状況を確認し証明。

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される次の課程

- ① 訓練修了で公的資格取得
- ② 公的資格試験の受験資格を取得
- ③ 公的資格試験の一部免除

※2 職業実践専門課程とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定(平成26年度～)。

3 経過措置

- 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができる。なお、当該指定は同日にその効力を失うものとする。

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成27年7月31日時点)

○教育訓練内容別 指定状況

目標とする資格等名称	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
業務独占・名称独占資格の養成課程			
看護師	169	15	154
介護福祉士	162	10	152
美容師	88	5	83
はり師	74	7	67
調理師	72	2	70
柔道整復師	71	9	62
保育士	59	5	54
歯科衛生士	59	8	51
准看護師	42	4	38
社会福祉士	29	6	23
精神保健福祉士	29	1	28
助産師	26	3	23
あん摩マッサージ師	23	2	21
歯科技工士	22	4	18
製菓衛生師	22	1	21
理容師	22	2	20
栄養士	21	2	19
臨床工学技士	18	0	18
理学療法士	17	3	14
言語聴覚士	16	5	11
作業療法士	9	0	9
建築士	8	1	7
きゅう師	6	0	6
視能訓練士	5	1	4
保健師	5	0	5
測量士補	4	0	4
救急救命士	2	1	1
臨床検査技師	2	0	2
電気工事士	2	1	1
測量士	1	0	1
義肢装具士	1	0	1
航空運航整備士	1	0	1
小計	1,087	98	989

※今般、既指定講座について、学科再編成等の事由により7講座の廃止があった。

目標とする資格等名称	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
専修学校の職業実践専門課程			
職業実践専門課程(商業実務その他)	149	43	106
職業実践専門課程(動物)	63	5	58
職業実践専門課程(経理・簿記)	48	14	34
職業実践専門課程(情報処理)	47	6	41
職業実践専門課程(情報)	46	6	40
職業実践専門課程(文化その他)	46	12	34
職業実践専門課程(工業関係その他)	41	8	33
職業実践専門課程(スポーツ)	36	30	6
職業実践専門課程(服飾・家政その他)	32	4	28
職業実践専門課程(デザイン)	31	2	29
職業実践専門課程(ビジネス)	30	6	24
職業実践専門課程(旅行)	29	4	25
職業実践専門課程(自動車整備)	24	4	20
職業実践専門課程(土木・建築)	18	1	17
職業実践専門課程(電気・電子)	12	1	11
職業実践専門課程(医療関係その他)	12	3	9
職業実践専門課程(農業関係その他)	7	3	4
職業実践専門課程(社会福祉関係その他)	6	4	2
職業実践専門課程(法律行政)	2	0	2
職業実践専門課程(衛生関係その他)	1	0	1
小計	680	156	524
専門職学位課程			
専門職学位(ビジネス・MOT)	33	0	33
専門職学位(教職大学院)	14	0	14
専門職学位(法科大学院・司法試験合格)	10	0	10
専門職学位(その他)	6	1	5
専門職学位(会計)	4	0	4
専門職学位(公共政策)	2	0	2
専門職学位(公衆衛生)	1	0	1
専門職学位(知的財産)	1	0	1
専門職学位(臨床心理)	1	0	1
小計	72	1	71
合計	1,839	255	1,584

○都道府県別 指定状況

都道府県名	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
北海道	121	9	112
青森県	10	0	10
岩手県	28	2	26
宮城県	36	4	32
秋田県	2	0	2
山形県	5	0	5
福島県	18	1	17
茨城県	20	1	19
栃木県	16	1	15
群馬県	61	1	60
埼玉県	45	2	43
千葉県	27	1	26
東京都	289	24	265
神奈川県	51	7	44
新潟県	80	43	37
富山県	13	0	13
石川県	14	5	9
福井県	27	16	11
山梨県	2	0	2
長野県	18	1	17
岐阜県	8	1	7
静岡県	34	3	31
愛知県	90	10	80
三重県	14	2	12
滋賀県	2	0	2
京都府	63	16	47
大阪府	216	33	183
兵庫県	65	12	53
奈良県	5	0	5
和歌山県	7	2	5
鳥取県	5	0	5
島根県	21	4	17
岡山県	15	3	12
広島県	43	7	36
山口県	20	6	14
徳島県	11	0	11
香川県	31	2	29
愛媛県	36	0	36
高知県	12	0	12
福岡県	107	5	102
佐賀県	17	3	14
長崎県	20	6	14
熊本県	16	1	15
大分県	14	0	14
宮崎県	33	1	32
鹿児島県	14	3	11
沖縄県	37	17	20
合計	1,839	255	1,584

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:9,571講座(平成27年4月1日現在)

①輸送・機械運転関係 4,845講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係
1,947講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 740講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 481講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 433講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 310講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 183講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 75講座
(技能検定等)

⑨その他 557講座
(大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	9,571
受給者数(人)	198	122,248	130,218	135,944	121,056	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

専門実践教育訓練の受講に対する個人・企業双方に対する支援

労働者の中長期的なキャリア形成に資するための専門的かつ実践的な教育訓練として専門実践教育訓練の指定を受けた講座受講の支援策として、事業主向け、労働者向けそれぞれの給付・助成措置がある

専門実践教育訓練

[H27.7月末現在 1839講座]

厚生労働大臣の指定※

(1)業務独占資格又は名称独占資格のうちいわゆる養成施設の課程

(2)職業実践専門課程

(3)専門職大学院

(4)職業実践力育成プログラム《新規》(予定)

(5)(1)～(4)の類型と同等の水準を満たすものであって、特に中長期的なキャリア形成に資すると考えられるもの

* 今回の検討対象

※各課程に該当するか否か(課程レベル)のほか資格試験合格率、就職・在職率、定員充足率など(講座レベル)で指定の可否を判断

訓練費用の
企業負担
なし(受講
者本人が負
担)の場合



労働者向け

訓練費用の
企業負担
ありの場合



事業主向け

○専門実践教育訓練給付金の支給

雇用保険の被保険者期間10年以上(1回目のみ2年以上)の在職者又は離職後1年以内の者に対して、

①受講費用の40%(上限年間32万円)

②訓練修了後1年以内に資格取得等し就職等した場合は受講費用の20%(上限年間16万円)

を支給

○教育訓練支援給付金の支給

45歳未満の若年離職者に対して、基本手当日額の50%を支給

○キャリア形成促進助成金(政策課題対応型訓練(中長期キャリア形成コース))の支給

従業員の職業能力開発についての計画※1に基づいて、雇用保険の被保険者たる従業員に、専門実践教育訓練を受講させ又は受講を支援する場合に、

①訓練経費(中小企業:1/2 それ以外:1/3)

②訓練期間中の賃金(中小企業:800円/h それ以外:400円/h)を助成※2

※1 具体的には、「事業内職業能力開発計画」等を策定し、「職業能力開発推進者」を選任する等の要件を満たすことが必要

※2 1事業所の1年度の受給額の上限 500万円

平成27年度キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
① ものづくり人材育成訓練【拡充】	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練） 経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
② 政策課題対応型訓練		
① 成長分野等人材育成コース	中小企業以外 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む) 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
② グローバル人材育成コース		
③ 中長期的キャリア形成コース		
④ 熟練技能育成・承継コース	中小企業以外 【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑤ 若年人材育成コース		
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	中小企業以外 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練（①のアを除く） 経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成（⑦）：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練 賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】 経費助成：1/2（育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3）

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主に対する特例措置について、平成28年3月31日まで延長
経費助成：1/2(中小企業以外1/3)、賃金助成：1h当たり800円(中小企業以外400円)、OJT実施助成：1h当たり600円(中小企業以外600円)

2. 労働政策審議会職業能力開発分科会 における論点

専門実践教育訓練の指定基準の見直しに係る論点

平成27年7月23日
第90回労働政策審議会職業能力開発分科会資料

- 専門実践教育訓練が、より幅広い地域や職種、非正規雇用労働者、子育て女性等を含めたより幅広い対象者に活用されるよう、プログラムの充実が必要ではないか。
- 一方で、専門実践教育訓練の給付率が高く、中長期的キャリア形成の観点から成果発揮が期待されること等を踏まえると、対象とするプログラムの質の担保が重要ではないか。
- こうした中で、現在、文部科学省で検討されている「職業実践力育成プログラム」について、中長期的なキャリア形成に資するかどうかといった観点から検討を行った上で、一定の質を満たすものについて、専門実践教育訓練の対象としてはどうか。その際の具体の基準のあり方について、どう考えるべきか。
- このほか、現行制度においては対象とされていないプログラム等のうち、中長期的なキャリア形成に資すると考えられ、他の対象課程の類型と同等の水準を満たすものについて、新たに対象とすることを含めて検討する必要があるのではないか。その際の資格や講座の質を担保する具体の基準等について、まずは有識者等により専門的見地から検討を行い検討の枠組みや課題を整理する必要があるのではないか。

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて(イメージ案)

平成27年7月23日
第90回労働政策審議会職業能力開発分科会資料

1 指定基準の基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 訓練内容に関する基準

①課程レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

- (1) **業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程**(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (2) **職業実践専門課程**(期間は、2年)
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (3) **専門職大学院**(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの



- (4) **職業実践力育成プログラム(正規課程及び履修証明プログラム)**
(期間は、2年以内かつ一定時間数以上。中長期的キャリア形成にするものに限る。)
(講座レベル) 他類型と同様の就職・在職率等を設定
- (5) (1)～(4)の類型と同等の水準を満たすものであって、特に中長期的なキャリア形成に資すると考えられるもの
(具体的な基準等について、今後さらに検討が必要。)

「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —

平成 27 年 3 月 教育再生実行会議提言(第 6 次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

- | | |
|--|---|
| ①実務家教員や実務家による授業
(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) | ②双方向若しくは多方向に行われる討論
(課題発見・解決型学修、ワークショップ等) |
| ③実地での体験活動
(インターンシップ、留学や現地調査等) | ④企業等と連携した授業
(企業等とのフィールドワーク等) |

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

○今後のスケジュール(予定)

- ・ 7月31日 告示公布・施行
- ・ 7月31日～10月9日 大学等への公募
- ・ 10月～11月頃 審査
- ・ 12月頃 職業実践力育成プログラムの認定
- ・ 平成28年4月 認定を受けた職業実践力育成プログラムの開始

「日本再興戦略改訂2015—未来への投資・生産性革命—」

(平成27年6月30日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一、2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

Ⅱ) 未来を支える人材力の強化

⑩大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ(経営、会計、IT、マーケティングなど)に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み(「職業実践力育成プログラム」認定制度)を構築する。

⑪職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

(略) 今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実施も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様な弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

専門実践教育訓練の対象として追加を検討しているプログラムの位置付け(イメージ図)

平成27年9月8日
第91回労働政策審議会職業能力開発分科会資料

教育訓練

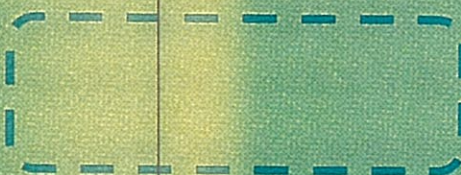
資格取得に着目

公的資格

(1) 業務独占資格・
名称独占資格のうち
養成施設の課程
(989)

公的資格以外

(いわゆる「民間資格」)



中長期的なキャリア形
成に資する専門的かつ
実践的な教育訓練

学校教育法に 基づく課程に着目

(2) 職業実践専門課程
(531)

(3) 専門職大学院
(71)

(4) 職業実践力
育成プログラム

追加対象(案)

※ その他、(1)～(4)の類型と同等の水準を満たすと考えられるものについて、追加の検討

注 ()の数字は27年4月時点の指定講座数。

第一 総論

1. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方 (アベノミクス第二ステージ)

今後とも経済の好循環を維持し、そして持続的な成長路線を辿っていけるかどうかは、従来の単なる延長ではなく全く新しい発想をもって、錆びた資本ストックを革新し、より自由な発想が生かされる競争環境下で最も効率的かつ効果的な投資が行われることを通じて、個人一人一人が、そして地方の一つ一つがその潜在力を開花する「生産性革命」を成し遂げられるかどうかにかかっている。

生産性を高めるための鍵は、何と言っても投資である。将来の発展に向けた、設備、技術、人材への投資である。

第二 3つのアクションプラン

2-1. 失業なき労働移動の実現／マッチング機能の強化／多様な働き方の実現／若者・高齢者等の活躍推進／グローバル化等に対応する人材力の強化

(13) 職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、

①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

(訓練期間は1年以上3年以内)

②専門学校での職業実践専門課程(訓練期間は2年)

③専門職大学院の課程(訓練期間は2年以内又は3年以内)

のうち、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引き上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年10月から実施している。

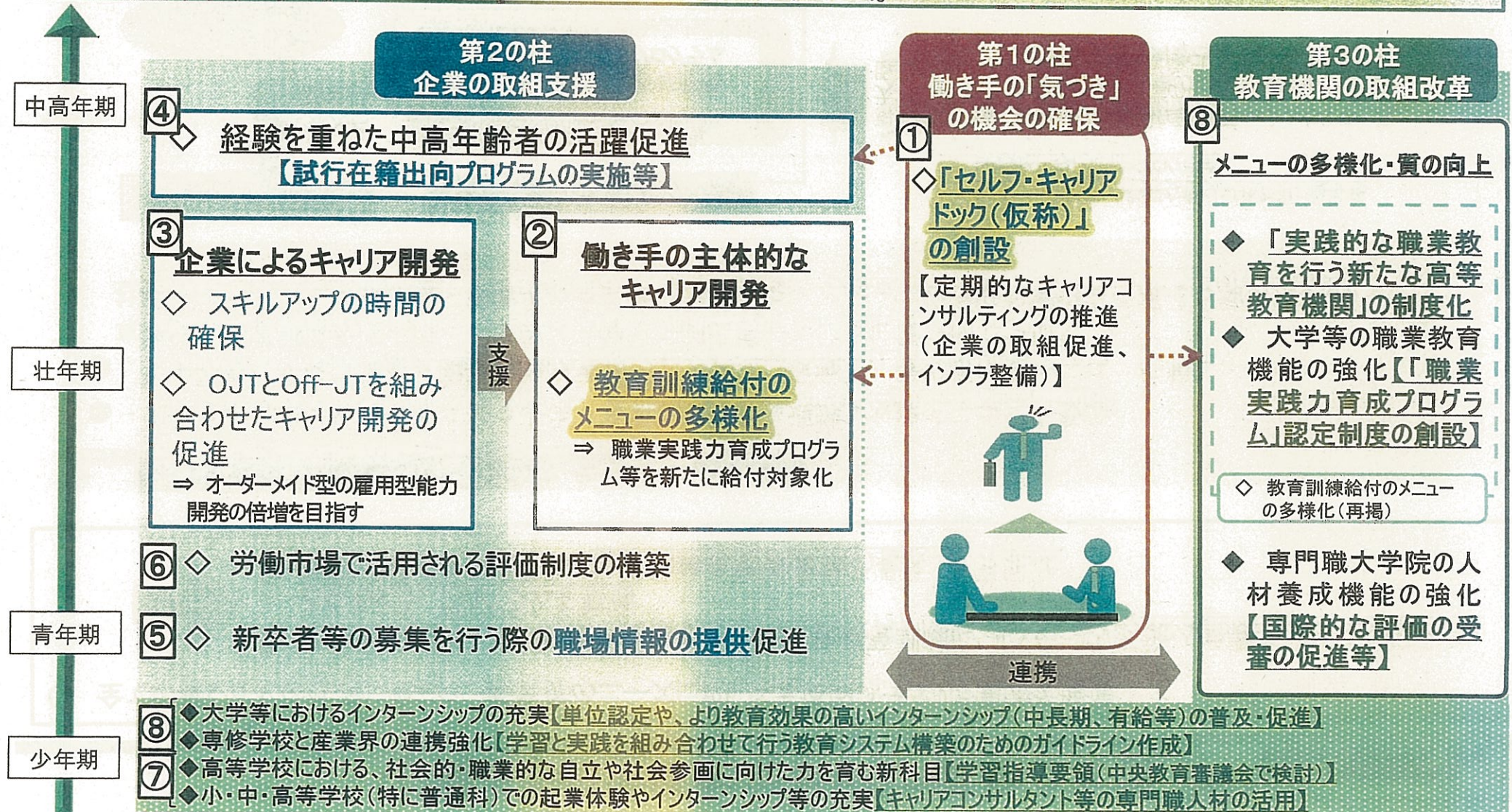
今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態を踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

「未来を支える人材力強化(雇用・教育施策)パッケージ」

～ いつでもキャリアアップが可能な社会へ ～

平成27年6月4日
第7回 産業競争力会議課題別会合
塩崎厚労大臣説明資料(抜粋)

- 人口減少社会にあって、人的資本への投資が最もリターンを得るとの考えに基づき、経済社会の変革に柔軟に対応するための「ひとりひとりの主体的な学び」を、省庁横断的に重点的に支援することを通じ、高付加価値人材の養成、生産性向上、ひいては日本経済の成長へとつなげていく。



②働き手の主体的なキャリア開発の支援

平成27年6月4日
第7回 産業競争力会議課題別会合
塩崎厚労大臣説明資料（抜粋）

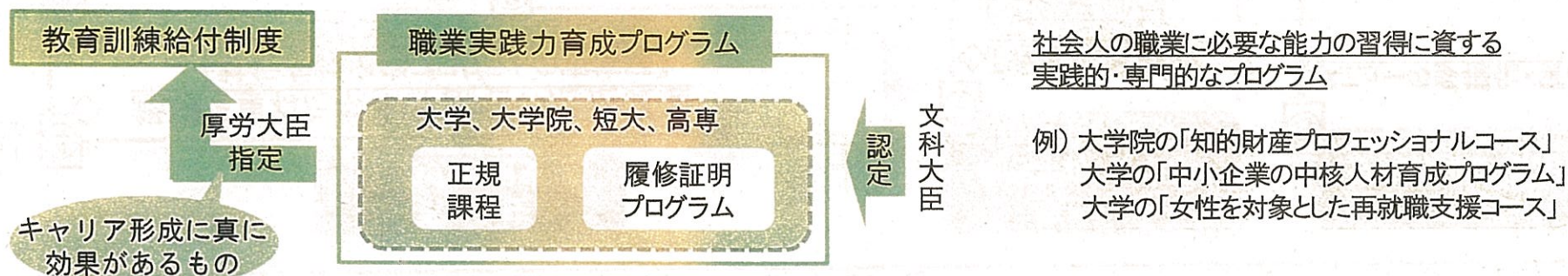
○ 全ての働く方々の状況に応じた、産業界のニーズに即した主体的なキャリア開発を推進



- 中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練について、より多様な受講ニーズに対応可能となるよう、プログラムを整備
- 時間の確保を図るため、教育訓練休暇制度等の普及・活用促進

1. 専門実践教育訓練給付におけるメニューの多様化

- より多様な層が受講可能となるよう、文部科学省とも連携し対象メニューを整備
- 文部科学省で検討する「職業実践力育成プログラム（仮称）」等の新たなメニューに関し、専門実践教育訓練をはじめとした教育訓練給付制度等における位置づけについて、社会人のキャリア形成に真に効果があるか等の観点から、メニューの特性や関係者の意見も踏まえ検討



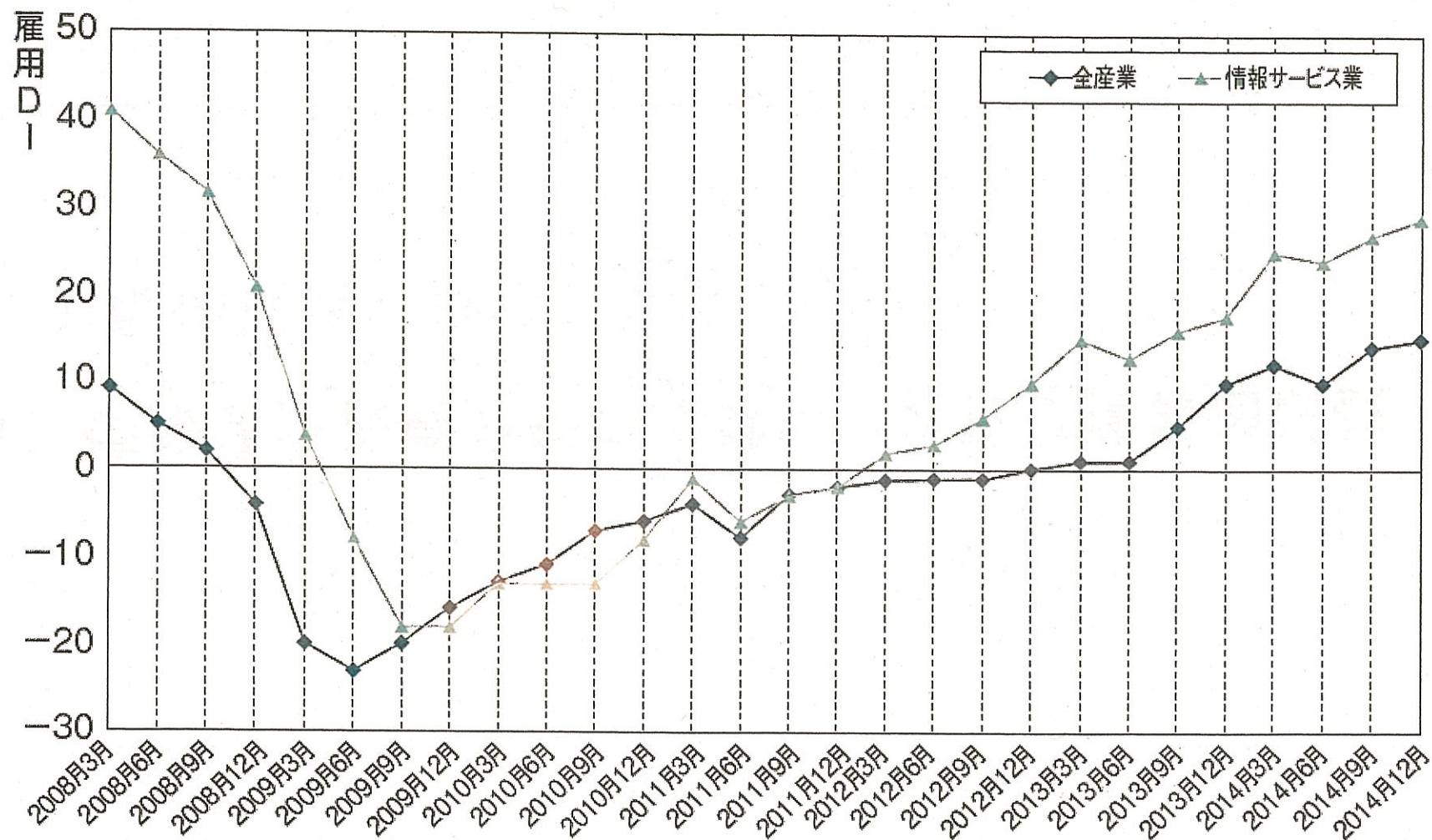
2. 教育訓練休暇制度等の普及・促進

働き手のキャリア開発の時間の確保が図られるよう、企業における教育訓練休暇制度等の導入や活用に向けた更なるインセンティブ（助成金等）の付与を検討

3. 情報通信技術分野の人材ニーズ及び情報通信技術関係資格・講座の位置づけ

情報通信技術分野の人材ニーズについて①

- 日本銀行「企業短期経済観測調査」(日銀短観)によれば、情報サービス産業における情報サービス業の雇用判断は、2012年3月から「不足」が「過剰」を上回り、全産業よりも上回った状態が続いている。



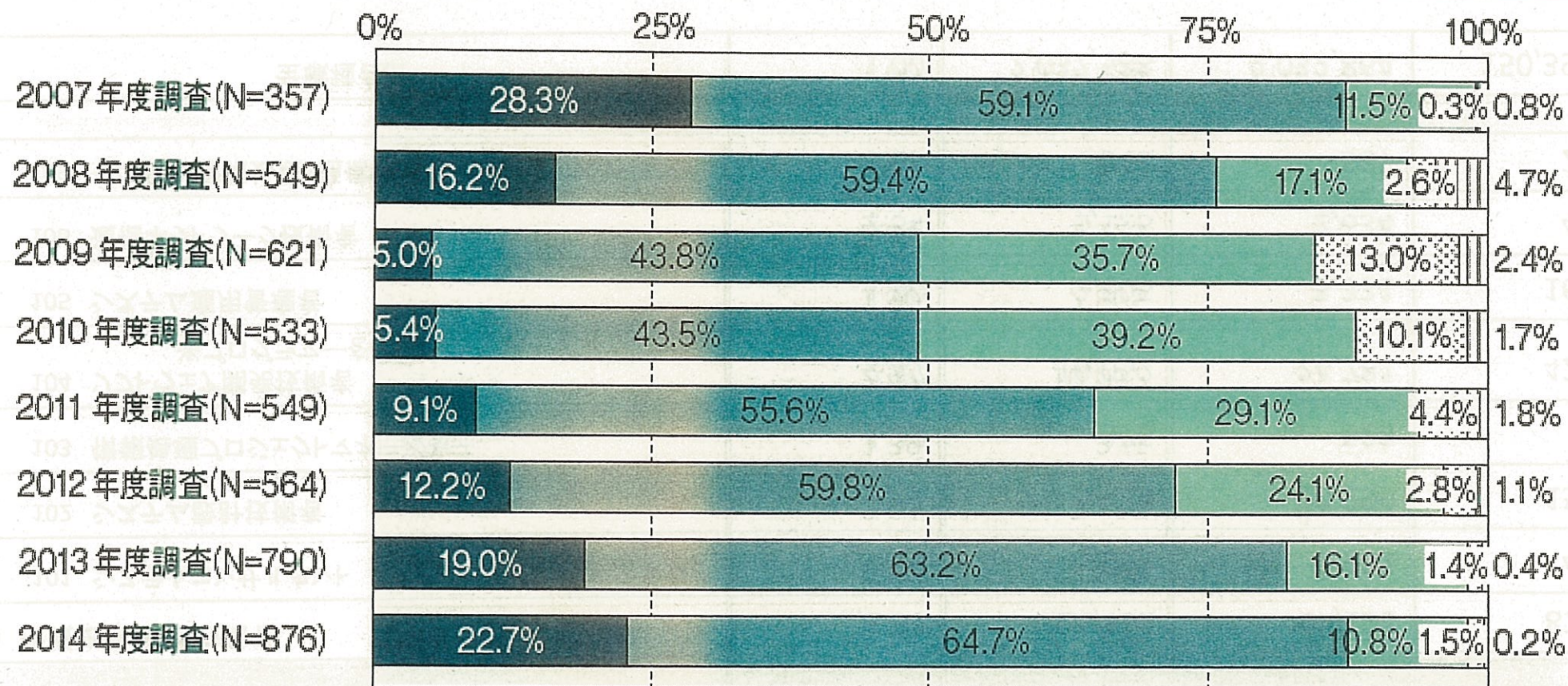
(資料出所)「IT人材白書2015」(平成27年4月(独)情報処理推進機構 IT人材育成本部編)

※1 「情報サービス業」は、中分類「情報サービス業」と中分類「インターネット付随サービス業」の計。

※2 雇用DIは、日銀短観の雇用人員判断DI(「不足」-「過剰」の%ポイント)の値。

情報通信技術分野の人材ニーズについて②

- 2008年後半のリーマンショックにより、IT企業のIT人材ニーズはいったん減少したが、その後、量的不足感は高まり続けている。



■ 大幅に不足している ■ やや不足している □ 特に過不足はない □ やや過剰である (削減や職種転換等が必要) □ 無回答

(資料出所)「IT人材白書2015」(平成27年4月(独)情報処理推進機構 IT人材育成本部編)

※ IT企業に対する「事業戦略上必要なIT人材を現在十分に確保できているか」との質問に対する回答。

情報通信技術分野の人材ニーズについて③

○「情報処理・通信技術者」に係る雇用指標(職業安定業務統計 平成26年度月平均)

職業分類(中・小分類)	有効求人倍率	有効求職者数(人)	有効求人数(人)	就職件数(人)
10 情報処理・通信技術者	1.93	24,432	47,126	875
101 システムコンサルタント	0.96	3,092	2,981	49
102 システム設計技術者	2.01	5,118	10,290	156
103 情報処理プロジェクトマネージャー	1.39	375	523	8
104 ソフトウェア開発技術者 ※プログラマーを含む	2.47	10,052	24,781	425
105 システム運用管理者	1.90	2,805	5,331	165
106 通信ネットワーク技術者	2.34	1,125	2,634	47
109 その他の情報処理・通信技術者	0.69	849	587	25
全職種合計	1.00	2,037,588	2,032,864	150,399

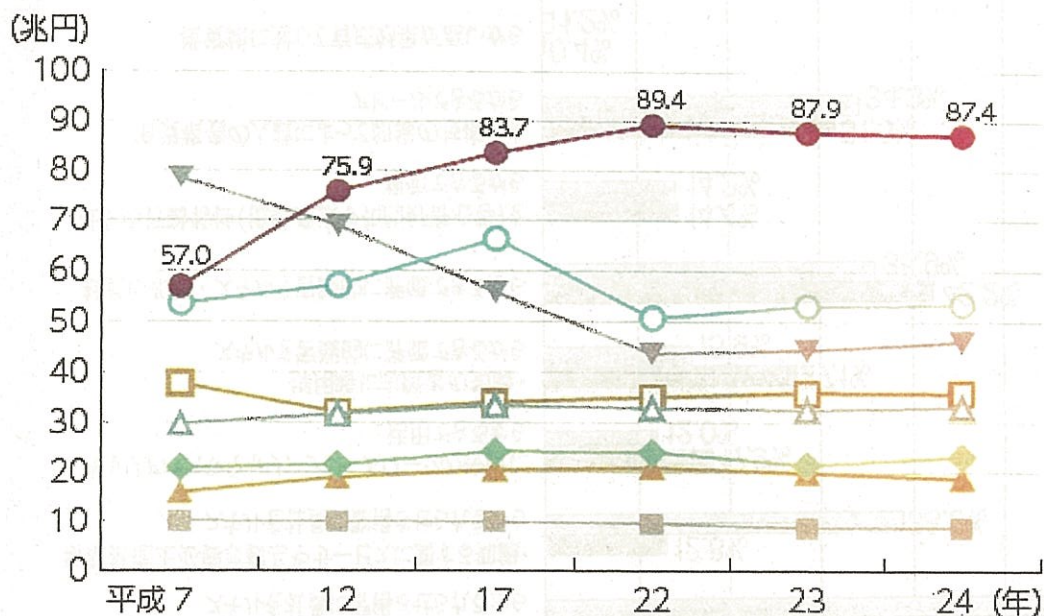
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

1. 上記の職業分類は、平成23年改定厚生労働省編職業分類によるものである。
2. 各数値は、平成26年度の累計値を12で除し、月平均としたものである。
3. 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数。
4. すべて常用(パート含む)の数値である。

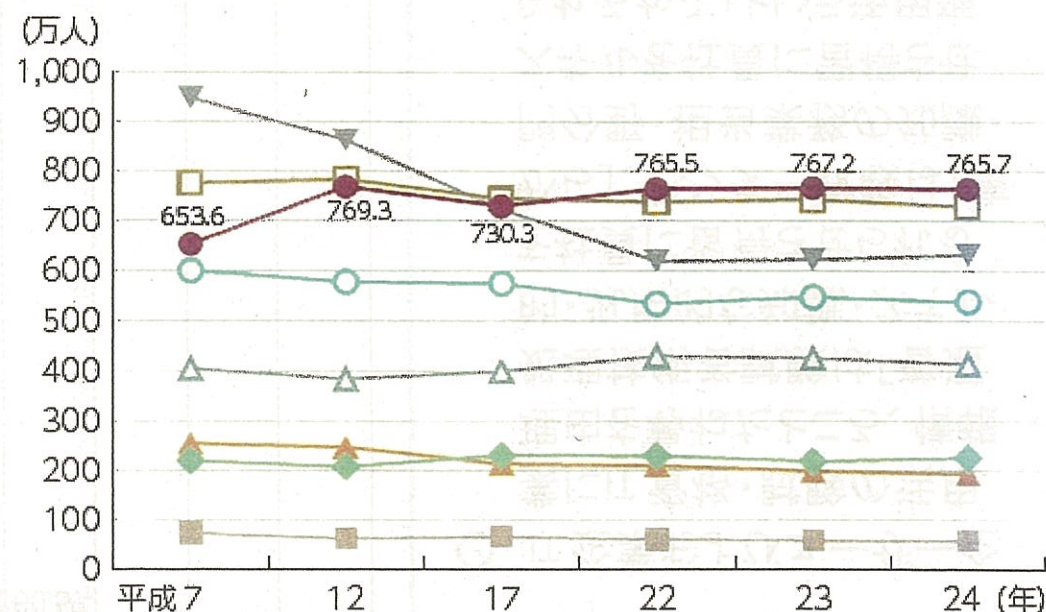
情報通信技術分野の経済・雇用への波及効果について

- 2012年時点では、「情報通信産業」の生産活動に伴う付加価値誘発額は87.4兆円、雇用誘発数は765.7万人であり、いずれも各産業セクターの中で最大となっている。

(付加価値誘発額)



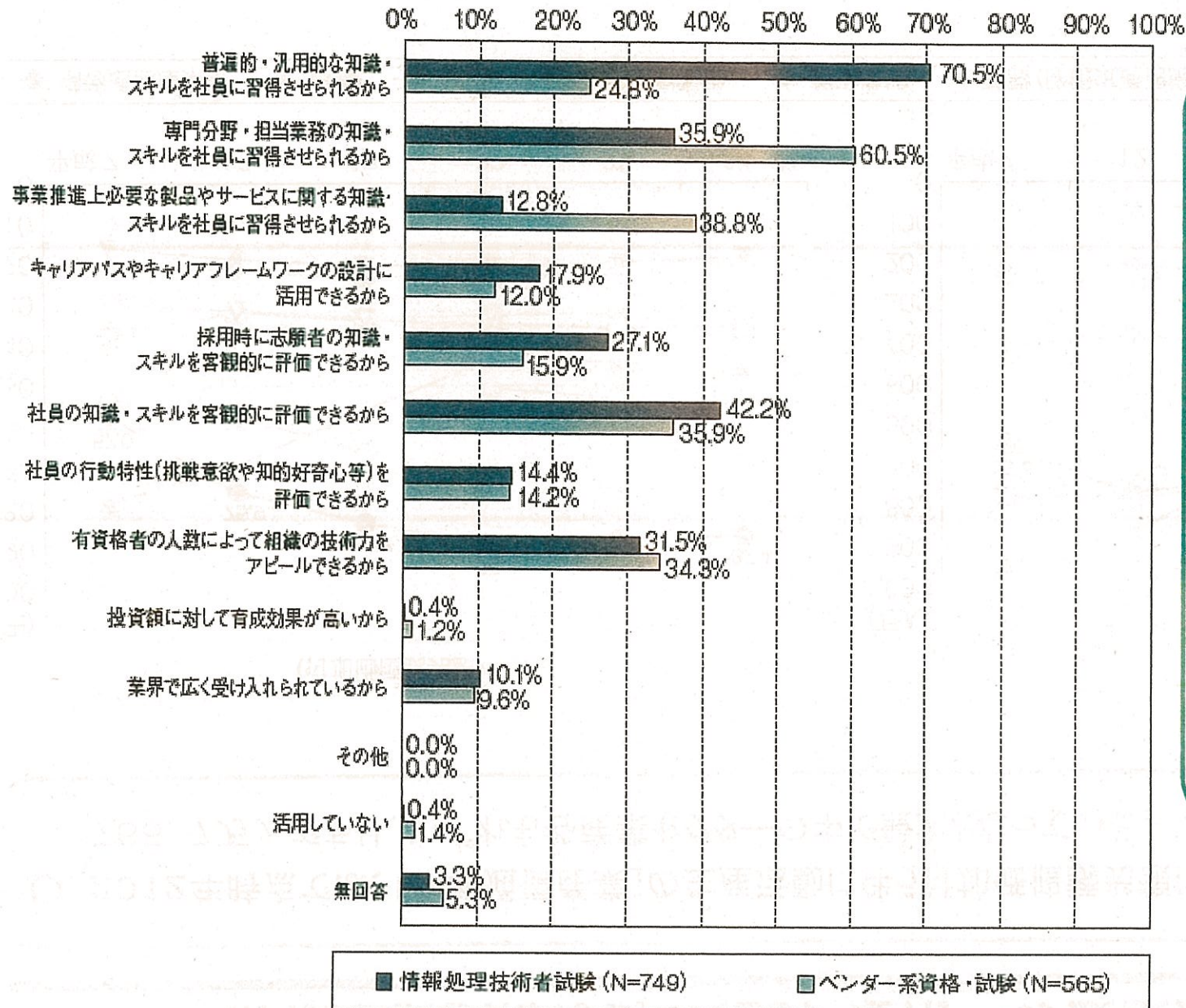
(雇用誘発数)



● 情報通信産業計 ■ 鉄鋼 ▲ 電気機械(除情報通信機器) ◆ 輸送機械 ▼ 建設(除電気通信施設建設) ○ 卸売 □ 小売 ▲ 運輸

(資料出所)「ICTの経済分析に関する調査報告書」(平成26年3月総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)

IT資格・試験の活用理由



○ IT企業およびユーザー企業にIT資格・試験の活用理由を尋ねたところ、情報処理技術者試験は「普遍的・汎用的な知識・スキルを社員に習得させられるから」、ベンダー試験は「専門分野・担当業務の知識・スキルを社員に習得させられるから」という活用理由の割合が高い。

一般教育訓練の指定講座の概要

平成27年7月23日
第90回労働政策審議会職業能力開発分科会資料

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:9,571講座(平成27年4月1日現在)

①輸送・機械運転関係 4,845講座
(大型自動車、建設機械運転等)

〔公的資格:4,845講座
民間資格: 0講座〕

②医療・社会福祉・保健衛生関係
1,947講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

〔公的資格:1,890講座
民間資格: 57講座〕

③専門的サービス関係 740講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

〔公的資格: 674講座
民間資格: 66講座〕

④情報関係 481講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

〔公的資格: 4講座
民間資格: 477講座〕

⑤事務関係 433講座
(簿記、英語検定等)

〔公的資格: 0講座
民間資格: 433講座〕

⑥営業・販売・サービス関係 310講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

〔公的資格: 234講座
民間資格: 76講座〕

⑦技術関係 183講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

〔公的資格: 182講座
民間資格: 1講座〕

⑧製造関係 75講座
(技能検定等)

〔公的資格: 75講座
民間資格: 0講座〕

⑨その他 557講座
(大学院修士課程等)

〔修士・博士等学位課程: 537講座
科目等履修生: 14講座
履修証明プログラム: 6講座〕

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	9,571
受給者数(人)	198	122,248	130,218	135,944	121,056	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

民間資格取得を目標とする一般教育訓練の例(主なもの)

平成27年9月8日
第91回労働政策審議会職業
能力開発分科会資料

情報関係

講座数 481講座
うち民間資格関係 477講座

主な対象資格の例

・Microsoft Office Specialist 2010	126講座
・Webクリエイター能力認定試験	71講座
・CAD利用技術者試験	42講座
・Microsoft Office Specialist 2007	33講座
・シスコ認定技術者	22講座
・Oracle認定JAVAプログラマ	20講座
・Illustratorクリエイター能力認定試験	15講座
・LPIC認定試験	14講座
・Webデザイナー検定	13講座
・建築CAD検定	12講座
・CS技能評価試験(ワープロ部門)	11講座
・VBAエキスパート	11講座
・Word文書処理技能認定試験	9講座
・日商PC検定試験(文書作成)	9講座
・Photoshopクリエイター能力認定試験	8講座
・日商PC検定試験(データ活用)	8講座
・C言語プログラミング認定試験	6講座
・DTP検定	6講座
・ICTプロフィシエンシー検定試験	5講座
・Javaプログラミング能力認定試験	5講座

事務関係

講座数 433講座
うち民間資格関係 433講座

主な対象資格の例

・TOEIC	179講座
・簿記検定試験	118講座
・中国語検定試験	31講座
・TOEFL	20講座
・日本語教育能力検定試験	18講座
・HSK漢語水平考試	10講座
・実用英語技能検定	10講座
・「ハングル」能力検定	8講座
・実用フランス語技能検定試験	5講座

※1:平成27年4月1日現在。

※2:「主な対象資格の例」として、当該資格の取得を目的とする指定講座が5講座以上あるものを記載。